

# 低炭素建築物新築等計画の認定手数料（江南市受理物件）

（R4.12.23更新）

## ●低炭素建築物新築等計画認定

| 建築物の種類  |                        |                         | 登録住宅性能評価機関の技術的審査を経る場合 |           |
|---------|------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------|
|         |                        |                         | 認定申請                  | 変更認定申請    |
| 一戸建て住宅  |                        |                         | 5,200円                | 3,200円    |
| 共同住宅等   | 住戸のみに係るもの              | 1戸                      |                       | 3,200円    |
|         |                        | 2～5戸                    |                       | 6,200円    |
|         |                        | 6～10戸                   |                       | 10,500円   |
|         |                        | 11戸～                    |                       | 17,500円   |
|         | 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの | 1戸                      | 5,200円※1              | 3,200円※2  |
|         |                        | 2～5戸                    | 10,300円※1             | 6,200円※2  |
|         |                        | 6～10戸                   | 17,500円※1             | 10,500円※2 |
|         |                        | 11戸～                    | 29,100円※1             | 17,500円※2 |
|         | 建築物全体及び住戸に係るもの         | 1戸                      |                       | 3,200円※2  |
|         |                        | 2～5戸                    |                       | 6,200円※2  |
|         |                        | 6～10戸                   |                       | 10,500円※2 |
|         |                        | 11戸～                    |                       | 17,500円※2 |
|         | 複合建築物の非住宅部分に係るもの       | 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のもの  | 10,300円               | 6,200円    |
|         |                        | 非住宅部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの | 17,900円               | 10,700円   |
| その他の建築物 | 建築物の延べ面積が300㎡以内のもの     | 10,300円                 | 6,200円                |           |
|         | 建築物の延べ面積が300㎡を超えるもの    | 17,900円                 | 10,700円               |           |

※1（1）共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 10,300円

イ 300㎡を超える場合 17,900円

（2）非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての（1）ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

（1）ア及びイに定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

※2（1）共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 6,200円

イ 300㎡を超える場合 10,700円

（2）非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての（1）ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

（1）ア及びイに定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

## 低炭素建築物新築等計画の認定手数料（江南市受理物件）

(R4. 12. 23更新)

●低炭素建築物新築等計画認定

| 建築物の種類                   |  |                             | その他の場合     |           |
|--------------------------|--|-----------------------------|------------|-----------|
|                          |  |                             | 認定申請       | 変更認定申請    |
| 一戸建て住宅                   |  |                             | 37,100円    | 19,200円   |
| 共同住宅等                    | 住戸のみに係るもの  | 1戸                          | /          | 19,200円   |
|                          |  | 2～5戸                        | /          | 38,500円   |
|                          |  | 6～10戸                       | /          | 54,500円   |
|                          |  | 11戸～                        | /          | 77,100円   |
|                          | 建築物全体又は<br>複合建築物の住宅部分に係るもの                                   | 1戸                          | 37,100円※3  | 19,200円※4 |
|                          |  | 2～5戸                        | 74,900円※3  | 38,500円※4 |
|                          |  | 6～10戸                       | 105,400円※3 | 54,500円※4 |
|                          |  | 11戸～                        | 148,300円※3 | 77,100円※4 |
|                          | 建築物全体及び住戸に係るもの   | 1戸                          | /          | 19,200円※4 |
|                          |  | 2～5戸                        | /          | 38,500円※4 |
|                          |  | 6～10戸                       | /          | 54,500円※4 |
|                          |  | 11戸～                        | /          | 77,100円※4 |
| 複合建築物の<br>非住宅部分に<br>係るもの | 非住宅部分の全部が建築物<br>省エネ法基準省令第10条<br>第1号イ(2)及びロ(2)に<br>定める基準に係るもの | 非住宅部分の床面積の合計が<br>300㎡以内のもの  | 95,000円    | 48,600円   |
|                          |  | 非住宅部分の床面積の合計が<br>300㎡を超えるもの | 121,000円   | 62,300円   |
|                          | その他のもの   | 非住宅部分の床面積の合計が<br>300㎡以内のもの  | 248,400円   | 125,200円  |
|                          |  | 非住宅部分の床面積の合計が<br>300㎡を超えるもの | 311,200円   | 157,400円  |
| その他の<br>建築物              | 建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1<br>号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準<br>に係るもの         | 建築物の延べ面積が<br>300㎡以内のもの      | 95,000円    | 48,600円   |
|                          |  | 建築物の延べ面積が<br>300㎡を超えるもの     | 121,000円   | 62,300円   |
|                          | その他のもの   | 建築物の延べ面積が<br>300㎡以内のもの      | 248,400円   | 125,200円  |
|                          |  | 建築物の延べ面積が<br>300㎡を超えるもの     | 311,200円   | 157,400円  |

※3 (1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 118,500円

イ 300㎡を超える場合 149,700円

(2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

ア 300㎡以内の場合 95,000円

イ 300㎡を超える場合 121,000円

(3) 非住宅部分がある場合（(2)に規定する場合を除く。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分

に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

ア 300㎡以内の場合 248,400円

イ 300㎡を超える場合 311,200円

※4 (1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 60,300円

イ 300㎡を超える場合 76,600円

(2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

ア 300㎡以内の場合 48,600円

イ 300㎡を超える場合 62,300円

(3) 非住宅部分がある場合（(2)に規定する場合を除く。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

ア 300㎡以内の場合 125,200円

イ 300㎡を超える場合 157,400円